

光ネットサービス（ケーヴィー移行サービス）契約約款 新旧対照表

旧	新	備 考（変更理由）
光ネットサービス（ケーヴィー移行サービス）契約約款 <u>2024年4月1日</u> 株式会社 STNet	光ネットサービス（ケーヴィー移行サービス）契約約款 <u>2025年5月1日</u> 株式会社 STNet	

光ネットサービス（ケーヴィー移行サービス）契約約款 新旧対照表

旧				新				備 考（変更理由）																							
料金表 第1表 料金 第1 利用料金 1 料金額 1－1 定額利用料 1－1－2 付加機能利用料 <table><tr><th>区分</th><th>単位</th><th colspan="2">料金額 [月額] (税込価格)</th></tr><tr><td rowspan="2">5 ウィルスチェック機能</td><td>光ネットサービスに係る情報蓄積装置を経由する電子メールに対して、コンピュータウイルス（通信やコンピュータ等の機能に妨害を与えるためのプログラムであって、当社が別に定めるものをいいます。以下同じとします。）が含まれる場合において、当該コンピュータウイルスを検知及び駆除又は削除等する機能をいいます。</td><td>基本額</td><td>無料</td></tr><tr><td>備考 ア 当社は、本機能に係るメールアドレスに送受信された電子メールに含まれるコンピュータウイルス（以下「ウイルス」といいます。）について、当社が指定するソフトウェアを用いてウイルスの検知及び駆除又は削除を行います。ただし、<u>駆除又は削除可能なウイルスは、ウイルスの検知及び駆除又は削除の実施時における、当社が指定するウイルスパターンファイル（コンピュータウイルスを検知するため、各々のウイルスの特徴をパターンとしてまとめたもの）により対応可能なウイルスとします。</u></td><td></td><td></td></tr></table>				区分	単位	料金額 [月額] (税込価格)		5 ウィルスチェック機能	光ネットサービスに係る情報蓄積装置を経由する電子メールに対して、コンピュータウイルス（通信やコンピュータ等の機能に妨害を与えるためのプログラムであって、当社が別に定めるものをいいます。以下同じとします。）が含まれる場合において、当該コンピュータウイルスを検知及び駆除又は削除等する機能をいいます。	基本額	無料	備考 ア 当社は、本機能に係るメールアドレスに送受信された電子メールに含まれるコンピュータウイルス（以下「ウイルス」といいます。）について、当社が指定するソフトウェアを用いてウイルスの検知及び駆除又は削除を行います。ただし、 <u>駆除又は削除可能なウイルスは、ウイルスの検知及び駆除又は削除の実施時における、当社が指定するウイルスパターンファイル（コンピュータウイルスを検知するため、各々のウイルスの特徴をパターンとしてまとめたもの）により対応可能なウイルスとします。</u>			料金表 第1表 料金 第1 利用料金 1 料金額 1－1 定額利用料 1－1－2 付加機能利用料 <table><tr><th>区分</th><th>単位</th><th colspan="2">料金額 [月額] (税込価格)</th></tr><tr><td rowspan="2">5 ウィルスチェック機能</td><td>光ネットサービスに係る情報蓄積装置を経由する電子メールに対して、コンピュータウイルス（通信やコンピュータ等の機能に妨害を与えるためのプログラムであって、当社が別に定めるものをいいます。以下同じとします。）<u>を検知し、コンピュータウイルスが含まれる場合において、当該コンピュータウイルス付きメールを削除し、検知メールを送信する機能</u>をいいます。</td><td>基本額</td><td>無料</td></tr><tr><td>備考 ア 当社は、本機能に係るメールアドレスに送受信された電子メールに含まれるコンピュータウイルス（以下「ウイルス」といいます。）について、当社が指定するソフトウェアを用いてウイルスの検知<u>を行い、ウイルスが含まれている場合においてウイルス付きメールの削除およびウイルス検知メールの送信</u>を行います。ただし、<u>検知可能なウイルスは、ウイルス検知の実施時における、当社が指定するウイルスパターンファイル（コンピュータウイルスを検知するため、各々のウイルスの特徴をパターンとしてまとめたもの）により対応可能なウイルスとします。</u></td><td></td><td></td></tr></table>				区分	単位	料金額 [月額] (税込価格)		5 ウィルスチェック機能	光ネットサービスに係る情報蓄積装置を経由する電子メールに対して、コンピュータウイルス（通信やコンピュータ等の機能に妨害を与えるためのプログラムであって、当社が別に定めるものをいいます。以下同じとします。） <u>を検知し、コンピュータウイルスが含まれる場合において、当該コンピュータウイルス付きメールを削除し、検知メールを送信する機能</u> をいいます。	基本額	無料	備考 ア 当社は、本機能に係るメールアドレスに送受信された電子メールに含まれるコンピュータウイルス（以下「ウイルス」といいます。）について、当社が指定するソフトウェアを用いてウイルスの検知 <u>を行い、ウイルスが含まれている場合においてウイルス付きメールの削除およびウイルス検知メールの送信</u> を行います。ただし、 <u>検知可能なウイルスは、ウイルス検知の実施時における、当社が指定するウイルスパターンファイル（コンピュータウイルスを検知するため、各々のウイルスの特徴をパターンとしてまとめたもの）により対応可能なウイルスとします。</u>				
区分	単位	料金額 [月額] (税込価格)																													
5 ウィルスチェック機能	光ネットサービスに係る情報蓄積装置を経由する電子メールに対して、コンピュータウイルス（通信やコンピュータ等の機能に妨害を与えるためのプログラムであって、当社が別に定めるものをいいます。以下同じとします。）が含まれる場合において、当該コンピュータウイルスを検知及び駆除又は削除等する機能をいいます。	基本額	無料																												
	備考 ア 当社は、本機能に係るメールアドレスに送受信された電子メールに含まれるコンピュータウイルス（以下「ウイルス」といいます。）について、当社が指定するソフトウェアを用いてウイルスの検知及び駆除又は削除を行います。ただし、 <u>駆除又は削除可能なウイルスは、ウイルスの検知及び駆除又は削除の実施時における、当社が指定するウイルスパターンファイル（コンピュータウイルスを検知するため、各々のウイルスの特徴をパターンとしてまとめたもの）により対応可能なウイルスとします。</u>																														
区分	単位	料金額 [月額] (税込価格)																													
5 ウィルスチェック機能	光ネットサービスに係る情報蓄積装置を経由する電子メールに対して、コンピュータウイルス（通信やコンピュータ等の機能に妨害を与えるためのプログラムであって、当社が別に定めるものをいいます。以下同じとします。） <u>を検知し、コンピュータウイルスが含まれる場合において、当該コンピュータウイルス付きメールを削除し、検知メールを送信する機能</u> をいいます。	基本額	無料																												
	備考 ア 当社は、本機能に係るメールアドレスに送受信された電子メールに含まれるコンピュータウイルス（以下「ウイルス」といいます。）について、当社が指定するソフトウェアを用いてウイルスの検知 <u>を行い、ウイルスが含まれている場合においてウイルス付きメールの削除およびウイルス検知メールの送信</u> を行います。ただし、 <u>検知可能なウイルスは、ウイルス検知の実施時における、当社が指定するウイルスパターンファイル（コンピュータウイルスを検知するため、各々のウイルスの特徴をパターンとしてまとめたもの）により対応可能なウイルスとします。</u>																														
附 則				附 則 <u>(実施期日)</u> 1 この改正約款は、2025年5月1日から実施します。																											